移住者交流会の開催

移住者コミュニティを立ち上げ、移住後の継続的なフォローや移住者間の交流促進および情報交換を図る目的で交流会を開催いたします。

■開催日 11月15日（日）
■時間 10時～11時30分
■場所 垂水市市民館2階 第1研修室
■対象 垂水市への移住者（I・U・Jターン者）
■定員 15人程度
■参加費 無料
※詳しくは、ホームページをご確認ください。

▲詳しくはこちらへ
▲申し込みはこちらへ

◎問い合わせ先
企画政策課 地域振興係
☎内線246

宮脇海岸公園の指定管理者の募集

■対象施設
宮脇海岸公園（垂水市新城641番地3）

■募集期間
10月1日（木）～30日（金）
■指定管理期間
令和9年4月1～令和14年3月31日（5年間）
■現地説明会
10月16日（金）10時
※応募には、現地説明会への参加が必須となります。
■スケジュール
11月 選定委員会
12月 垂水市議会へ議案提出
■その他
応募資格等の募集要項の詳細は、ホームページをご確認ください。

▲詳しくはこちらへ

◎問い合わせ先
土木課 土木係
☎内線351

保健・福祉

最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付

厚生労働省では平成25年8月以降に生活保護を受けていた世帯に最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付を行うこととしました。

■対象になる世帯
平成25年8月から平成30年9月までの間に垂水市で生活保護を受給したことがある世帯
※令和8年7月末時点で垂水市で生活保護を受給されている世帯については口座振込をすでに終えております。
■申込方法
平成25年8月から平成30年9月までの間に垂水市で生活保護を受給したことがある世帯は垂水市福祉課援護係への申出書提出が必要となります。この期間に別の自治体で生活保護を受給していた世帯はその自治体への申出が必要になります。

▲厚生労働省のHP
▲垂水市のHP

子育て支援センター事業業務委託の公募

本市では、子育て支援センターの運営において、より一層安定した体制を整え、質の高い充実した支援活動を提供していただける事業者を募集します。

■業務内容
子育て支援センター事業業務委託
■業務委託期間
令和9年4月1日～令和12年3月31日（3年間）
※公募締切・公募スケジュール等の詳細は、垂水市ホームページをご確認ください。

▲詳しくはこちらへ

◎問い合わせ先
保健課 子育て支援係
☎内線128

◎問い合わせ先
最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付相談センター（受付時間：平日9時～17時）
☎0120-179-445
福祉課 援護係 ☎内線125

Pick Up 1

ＮＥＴ 119 が導入されました

ＮＥＴ 119 は、携帯電話やスマートフォンからインターネットを利用して 119 番通報を行うことができるサービスです。聴覚・言語機能に障がいがある等、音声による通話が困難な方が、いつでも全国どこからでも通報できる仕組みです。

■利用対象者
身体障害者手帳の交付、医師の診断等に加え以下のいずれかに該当する方
- 音声機能、言語機能またはそしゃく機能に障がいがある方
- 発声に著しい障がいがある方
- その他、音声による 119 番通報が困難であると消防本部が認めた方

■事前登録
ＮＥＴ 119 を利用するにあたり、事前登録が必要となります。
消防本部へ直接来ていただき、申請書を記載のうえ、利用登録を行います。
※システム上、スマートフォン・タブレットもしくはフィーチャーフォン以外の方（いわゆるガラケー）はご利用できない場合があります。
- 登録が完了すると利用者ＩＤやパスワード等が発行されます。
- 登録内容に変更があった場合は、速やかに消防本部に届け出てください。

▲詳しくはこちらへ

問 垂水市消防本部 警防課 警防係
☎ 0994-32-1019

Pick Up 2

９月１日からフードドライブを開始しました

フードドライブは、「買いすぎてしまった」「いただいたけれど食べきれない」そのような食品等を持ち寄っていただき、支援を必要とするこどもたちや世帯へお届けする「地域の支え合い」となる取組です。ご家庭に眠っている食品等がありましたら、ぜひフードドライブにご協力ください。

■回収した食品等は、必要としている方へ
市内の公共施設や賛同していただいた商業施設に食品等の回収ボックスを設置しています。お買い物や公共施設をご利用の際に、ご家庭で余っている食品を回収ボックスへお持ちください。
集まった食品等は、垂水市子ども食堂地域食堂ネットワーク事務局が回収し、市内のこども食堂や生活にお困りの世帯へ分配します。

■回収可能な食品・生活用品
次の条件をすべて満たす食品等です。
- 未開封のもの
- 常温で保存できるもの
- 賞味期限が１か月以上残っているもの
- 包装や外装が破損していないもの

（例）お米、パスタ、缶詰、レトルト食品、インスタント食品、調味料、洗剤、タオル等

■回収できない食品
- 賞味期限が切れているもの
- 開封済みのもの
- 生鮮食品（例：肉、魚、野菜、果物など）
- 冷蔵・冷凍保存が必要なもの
- 手作りの食品
- 包装が破損しているもの
- アルコール類

※回収ボックスの設置場所等の詳細は、ホームページをご確認ください。

▲詳しくはこちらへ

問 保健課 子育て支援係 内線☎ 124